

平成22年度水質測定計画について

平成22年2月10日
福島県生活環境部

第1 公共用水域水質測定計画

1 計画策定に当たっての基本的な考え方について

(1) 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点等の必要な事項を定めるものである。

計画は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年環境省環境管理局水環境部長通知）及び「水質モニタリング方式効率化指針」（平成11年環境庁水質保全局長通知）に基づき作成した。

(2) 対象水域及び測定地点

対象水域及び測定地点は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型のある水域の環境基準点、補助点及びその他必要な水域の監視点とし、原則として平成21年度の公共用水域水質測定計画の対象水域及び測定地点と同一とする。

なお、平成21年度計画から3年で測定地点を一巡するローリング調査を導入していることから、次年度は対象地点を順送りして対応することとする。

(3) 測定項目

水質汚濁に係る環境基準項目のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）が平成21年11月30日改正され、1,4-ジオキサンが追加された。

これに伴い、1,4-ジオキサンを健康項目に追加し、全27項目（カドミウム、全シアン等）とするとともに、生活環境項目（pH、BOD等の10項目）、特殊項目（フェノール類、銅等の5項目）及びその他の項目（水域の特性把握に必要な10項目）として対応する。〔参照 水質測定計画(案)63～69ページ〕

(4) 測定回数

水質の測定回数は下記を基本とし、測定地点毎については、現在の水域の状況等を踏まえ一部変更する。

ア 環境基準点又は補助監視点

(ア) 河川は毎月1回、年12回を基本とする。

(イ) 湖沼は毎月1回を基本とする。（自然条件により調査が不可能な期間を除く。）

(ウ) 海域は、年6回の等間隔の調査を基本とする。(但し、海苔の養殖等が行われている松川浦は、特殊な海域環境を考慮し、年12回とする。)

イ その他の監視点

四半期毎に1回程度を基本とする。

(5) その他の調査

要監視項目(クロロホルムなど28項目)及びトリハロメタン生成能などの補足調査を実施する。

2 公共用水域水質測定計画(案)の概要

(1) 水質測定項目

ア 生活環境項目 pH、BOD等の10項目

イ 健康項目 カドミウム、全シアン等の27項目(1,4-ジオキサンを追加)

ウ その他の項目 特殊項目:銅等の5項目

その他の項目:アンモニア性窒素等の10項目

(2) その他の測定項目

ア 要監視項目 クロロホルム等の28項目(1,4-ジオキサンを除く)

イ トリハロメタン生成能 クロロホルム生成能等の4項目

(3) 測定地点の変更

水域	平成21年度	平成22年度	増減
河川	94河川 (111水域) 145地点	94河川 (111水域) 145地点	0
湖沼	18湖沼 (18水域) 32地点	18湖沼 (18水域) 31地点	△1
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	125河川等 (142水域) 211地点	125河川等 (142水域) 210地点	△1

(4) 主な変更

ア 測定地点、測定回数の変更

水域名(測定地点)	変更内容	理由	連番号	実施機関
尾瀬沼 (長蔵小屋南西約250m)	測定回数 5→0回	尾瀬沼へは、直接汚水等は排水しておらず、測定地点「湖心」の結果と同様であるため廃止する	148	福島県
大江川 (尾瀬沼流入前の橋)	測定回数 2→5回	尾瀬沼への流入負荷の把握のため	32	福島県

※「測定地点」は全て補助点

イ 新たな項目（1,4-ジオキサン）の追加

合計 59地点

※○付けてある「測定地点」は環境基準点を示す

水域名 (測定地点)	連番号	水域名 (測定地点)	連番号	実施機関
阿賀野川 (○宮古橋)	4	日橋川 (○南大橋)	18	国交省
湯川 (○新湯川橋)	20	阿武隈川 (○阿久津橋)	38	
阿武隈川 (蓬萊橋)	41	広瀬川 (○阿武隈川合流前)	45	
阿武隈川 (○大正橋)	42	摺上川 (○阿武隈川合流前)	52	
松川 (○阿武隈川合流前)	54	荒川 (○阿武隈川合流前)	56	
大川ダム貯水池 (○湖心)	146			
阿賀野川 (○新郷ダム)	6	只見川 (○藤橋)	8	福島県
伊南川 (○黒沢橋)	10	田付川 (○下川原橋)	12	
宮川 (○細工名橋)	13	旧宮川 (○丈助橋)	14	
濁川 (○山崎橋)	16	旧湯川 (○栗ノ宮橋)	22	
阿武隈川 (○羽太橋)	33	広瀬川 (地蔵川原橋)	44	
東根川 (阿武隈川合流前)	48	五百川 (上関下橋)	67	
五百川 (○阿武隈川合流前)	68	大滝根川 (○船引橋)	75	
釈迦堂川 (○須賀川市水道取水点)	81	黒川 (○栃木県境)	91	
久慈川 (○高地原橋)	93	小泉川 (○百間橋)	97	
宇多川 (○百間橋)	99	真野川 (○落合橋)	100	
真野川 (○真島橋)	101	新田川 (○鮭川橋)	103	
小高川 (○ハツカラ橋)	106	請戸川 (○請戸橋)	108	
高瀬川 (○慶応橋)	109	木戸川 (○木戸川橋)	116	
浅見川 (○坊田橋)	118	夏井川 (○北ノ内橋)	122	
猪苗代湖 (小石ヶ浜水門)	153	猪苗代湖 (安積疏水取水口)	155	
松川浦海域 (○漁協権区域区3号中央付近)	185			
濁川 (大森川合流前)	58			福島市
五百川 (石筵川合流後)	66	谷田川 (谷田川橋)	77	郡山市
逢瀬川 (○阿武隈川合流前)	71	大滝根川 (○阿武隈川合流前)	76	
大久川 (○蔭磯橋)	119	夏井川 (○六十枚橋)	124	いわき市
好間川 (○夏井川合流前)	126	仁井田川 (○松葉橋)	130	
藤原川 (○愛谷川橋)	133	藤原川 (○みなと大橋)	135	
鮫川 (○鮫川橋)	140	蛭田川 (○蛭田橋)	145	
いわき地先海域 (○夏井川沖約1,500m付近)	194	小名浜港 (○四号埠頭先)	201	
常磐沿岸海域 (○蛭田川沖南南東約2,500m付近)	204	常磐沿岸海域 (小名浜港沖) (○番所灯台から真方位245度線上約2,000m地点)	210	

ウ その他の項目等の変更

※○付けてある「測定地点」は環境基準点を示す

水域名 (測定地点)	連番号	変更内容	理由	実施機関
五百川 (石筵川合流後)	66	EPN 8月→7月	EPN 使用時期を勘案した調査時期の変更	郡山市
逢瀬川 (○阿武隈川合流前)	71			
大滝根川 (○阿武隈川合流前)	76			
いわき地先海域 (○中之作港沖約 1,000m 付近)	192	クロロフィル a 3→2 回	富栄養化等の事案が確認されていないため	いわき市
小名浜港 (西防波堤第 2 北約 400m 付近)	202	6→0 回		
いわき地先海域 (○夏井川沖約 1,500m 付近)	194	ア)Cd 等 2→1 回 イ)EPN 1→0 回 ウ)クロロフィル a 3→2 回	ア)過去 10 年間に おいて検出 されていない ため	
常磐沿岸海域 (小名浜港中) (○番所灯台から真方位 245 度線上約 2,000m 地点)	210	ア)Cd 等 2→1 回 イ)EPN 1→0 回 ウ)クロロフィル a 6→0 回	イ)過去 10 年間に おいて検出 されていない ため	
常磐沿岸海域 (○蛭田川沖南南東約 2,500m 付近)	204	イ)EPN 1→0 回 ウ)クロロフィル a 3→2 回	ウ)富栄養化等の 事案が確認さ れていないた め	
小名浜港 (○四号埠頭先)	201	MBAS 2→1 回	高濃度の検出 がないため	

エ ローリング対象水域に伴う測定地点の変更 (3 か年ローリング)

※「測定地点」は、環境基準類型指定のない支川の補助点

理由	水域名 (測定地点)	連番号	実施機関
平成 22 年度対象 (7 地点)	大塩川 (東栄橋)	23	福島県
	移川 (小瀬川橋)	61	
	六角川 (阿武隈川合流前)	64	
	滑川 (旧 4 号国道下)	80	
	堀川 (阿武隈川合流前)	89	
	地藏川 (旧山崎前橋)	95	
	熊川 (三熊橋)	111	
平成 21 年度対象 (平成 22 年度測定なし 7 地点)	押切川 (押切川橋)	17	
	産ヶ沢川 (新川橋)	47	
	鯉川 (阿武隈川合流前)	63	
	牧野川 (大滝根川合流前)	78	
	川上川 (久慈川合流前)	94	
	前田川 (中浜橋)	110	
	井出川 (本釜橋)	113	

第2 地下水の水質測定計画

1 計画策定に当たっての基本的な考え方について

(1) 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について必要な事項を定めるものである。

なお、計画は「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年環境省環境管理局水環境部長通知）」に基づき作成した。

(2) 調査の種類

ア 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査

ウ 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために実施する地下水の水質調査

(3) 測定地点

ア 測定地点

(ア) 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、県内を概ね10kmメッシュに区分して、各メッシュから1か所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。各メッシュでは未調査の井戸、前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

(イ) 概況調査（定点方式）

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等における汚染の可能性が高い地域、若しくは、汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し調査する。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果、新たに環境基準を超過した場合には、汚染範囲が確認できるように選定して調査する。

(エ) 継続監視調査

汚染が認められた井戸及び環境基準を超過して汚染井戸周辺地区調査を実施した地区内の数井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行うこととする。

イ 測定項目

(ア) 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染の発見を目的とするため、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする。

なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準が平成21年11月30日改正され、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン（シス体に加えてトランス体の追加）及び1,4-ジオキサンが追加された。〔参照 水質測定計画(案)84ページ〕

(イ) 概況調査（定点方式）

測定項目は、環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜、選定する。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

測定項目は、環境基準を超えた項目及び環境基準超過の可能性が高い項目とする。

(エ) 継続監視調査

測定項目は、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(4) 測定回数

調査地点（井戸）における概況調査及び継続監視調査の測定回数は、年1回以上とする。

2 地下水の水質測定計画（案）の概要

(1) 概況調査（ローリング方式）

ア 測定地点数 25メッシュ・27地点

イ 測定項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（28項目）

(2) 概況調査（定点方式）

ア 測定地点数 32地点

イ 測定項目 環境基準項目のうち測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

(3) 継続監視調査

ア 測定地点数

(平成21年度との相違点)

① 3年間連続して環境基準以下等のため調査井戸を除外

15地点

② 平成21年度の調査結果等から新たに追加

6地点

(平成21年度地点数) - (削減地点数) + (追加地点数) = (平成22年度地点数)

194地点 - 15地点 + 6地点 = 185地点

イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本として、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

(4) 汚染井戸周辺地区調査

平成22年度の上記(1)から(3)の調査の結果等により、新たに環境基準を超える汚染が判明した場合には、その汚染範囲を確認するために周辺井戸調査を行うこととしており、現時点では調査地点等は計上していない。

地下水測定地点数等総括表

区分		測定地点数			測定項目数		
		H21	H22	増減	H21	H22	増減
概況 調査	ローリング	30	27	△3	750	729	△21
	定点	34	32	△2	259	279	20
継続監視調査		194	185	△9	1,002	973	△29
合計		258	244	△14	2,011	1981	△30



21環保第1699号

平成22年1月12日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



平成22年度水質測定計画について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

平成22年度水質測定計画（平成22年度公共用水域水質測定計画及び平成22年度地下水の水質測定計画）について

2 諮問理由

都道府県知事は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第15条において、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされており、さらに法第16条第1項においては、毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとされている。

このため、本県における平成22年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画について、貴審議会の意見を求めるものである。